

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

広島・長崎への原子爆弾の投下から 81 年が経過する中、我が国は原爆投下による惨禍を経験した唯一の戦争被爆国として、非核三原則を長年にわたり基本的な立場として掲げてきた。

今日、国際社会の緊張の高まりから、安全保障環境が一層厳しさを増す中、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

よって当市議会は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、唯一の戦争被爆国である我が国の国是として、非核三原則を尊重し、堅持するよう国に求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 25 日

大 和 市 議 会